

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（建築宅地課）

一

### 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請

（循環型社会推進課）

五

○生活保護法による医療機関の指定

（社会福祉課）

五

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

（ 同 ）

五

○生活保護法による施術者の指定

（ 同 ）

六

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

（長寿社会政策課）

六

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

（ 同 ）

六

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

（ 同 ）

七

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

（障害福祉課）

七

○道路の供用開始

（道 路 課）

七

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）

（情報政策課）

八

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

一一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（教育庁文化財課）

一一

## 規 則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を（こ）公  
布する。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成二十年宮城県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号中「① 車いす使用者用便房」を「① 車椅子使用者用便房」に

「(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか

「(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

「(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか

「(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

「50以上で、車いす使用者用客室を1以上」を「50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上」に、  
「便所内に車いす使用者用便房」を「便所内に車椅子使用者用便房」に、  
「(3) 出入口の戸は車いす使用者」を「(3) 出入口の戸は車椅子使用者」に

「(1) 浴室、シャワー、手すり等が適切に配置されているか

「(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

「(1) 浴室、シャワー、手すり等が適切に配置されているか

「(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

「(4) 出入口の戸は車いす使用者」を「(4) 出入口の戸は車椅子使用者」に、  
「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、  
「日本工業規格」を「日本産業規格」に、  
「車いす使用者用便房・駐車施設に」を「車椅子使用者用便房・駐車施設に」に、  
「② 戸は車いす使用者」を「② 戸は車椅子使用者」に

<p>「</p> <p>② 区間50m以内ごとに車いすか転回可能な場所があるか</p> <p>③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか</p> <p>① 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか</p> <p>」</p> <p>や</p>	<p>④ 傾斜路</p> <p>」</p> <p>なご。</p> <p>築名線三ノ宮</p> <p>「</p> <p>(1) 幅は90cm以上であるか</p> <p>(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか</p> <p>」</p> <p>や</p>
<p>「</p> <p>② 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか</p> <p>③ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか</p> <p>① 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか</p> <p>」</p> <p>」</p>	<p>「</p> <p>(1) 幅は90cm以上であるか</p> <p>(2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか</p> <p>」</p> <p>」</p>
<p>「</p> <p>「かごが必要階（利用居室、車いす使用者用便房）や「籠は必要階（利用居室、車椅子使用者用便房）」</p> <p>」」 「かご及び」 や 「籠及び」 』」 「③ かごの奥行き」 や 「③ 籠の奥行き」 』」 「⑤ かご」 や 「⑤ 籠」 』」 「車いす使用者が利用」 や 「車椅子使用者が利用」 』」 「⑥ かご」 や 「⑥ 籠」 』」 「かごの昇降方向を表示」 や 「籠の昇降方向を表示」 』」 「(2) かごの幅は140cm以上」 や 「(2) 籠の幅は140cm以上」 』」 「かごは車いす」 や 「籠は車椅子」 』」 「(2) かご内」 や 「(2) 籠内」 』」 「(3) かご内及び乗降ロビー」 や 「(3) 籠内及び乗降ロビー」 』」 「(4) かご内又は乗降ロビーに到着する」 や 「(4) 籠内又は乗降ロビーに到着する」 』」 「かごの幅は70cm以上」 や 「籠の幅は70cm以上」 』」 「(3) かごの」 や 「(3) 籠の」 』」 「(4) かごの」 や 「(4) 籠の」 』」 「車いす使用者かかご」 や 「車椅子使用者が籠」 』」 「(1) 車いす使用者用エスカレーター」 や 「(1) 車椅子使用者用エスカレーター」 』」</p> <p>「</p> <p>② 区間50m以内ごとに車いすか転回可能な場所があるか</p> <p>③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか</p> <p>④ 傾斜路</p> <p>」</p> <p>や</p>	<p>「</p> <p>「に車いすが」 や 「に車椅子が」 』」 「④ 戸は車いす使用者」 や 「④ 戸は車椅子使用者」 』」 「④ は車いす使用者」 や 「④は車椅子使用者」 』」 「上記①は車いす使用者」 や 「上記①は車椅子使用者」 』」 「③は車いす使用者」 や 「③は車椅子使用者」 』」 「※2 車いす使用者用駐車施設」 や 「※2 車椅子使用者用駐車施設」 』」 「※4 車いす使用者用駐車施設」 や 「※4 車椅子使用者用駐車施設」 』」 「※6 車いす使用者用駐車施設」 や 「※6 車椅子使用者用駐車施設」 』」 「車いす使用者用便房・」 や 「車椅子使用者用便房・」 』」</p> <p>「</p> <p>② 多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター及びその乗降ロビー</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか</p> <p>(2) かごの奥行きは135cm以上であるか</p> <p>(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか</p> <p>(4) かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか</p> <p>」</p> <p>や</p>
<p>「</p> <p>② 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか</p> <p>③ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか</p> <p>」</p> <p>」</p>	<p>「</p> <p>② 多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター及びその乗降ロビー</p> <p>」</p>

(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか
(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか
(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか
(4) 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか
(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか

は

(1) ②のすべてを満たしているか
(2) かごの幅は140cm以上であるか
(3) かごは車いすか転回できる形状か
(4) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか

は

(1) ②のすべてを満たしているか
(2) 籠の幅は140cm以上であるか
(3) 籠は車椅子が転回できる形状か
(4) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか

は

④ 不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター及びその乗降ロビー
(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか
(2) かごの奥行きは135cm以上であるか
(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか
(4) かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか

は

(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか
(6) かごの幅は140cm以上であるか
(7) かごは車いすか転回できる形状か

は

④ 不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター及びその乗降ロビー
(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか
(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか
(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか
(4) 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか
(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか
(6) 籠の幅は140cm以上であるか
(7) 籠は車椅子が転回できる形状か

は

「かごの幅は160cm以上」や「籠の幅は160cm以上」は、「(3) かご及び」や「(3) 籠及び」は、「(5) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者」や「(5) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者」は、「(3)のすべて又は⑤のすべて」や「③のすべて又は⑤のすべて」は、「(2) かご内」や「(2) 籠内」は、「(3) かご内」や「(3) 籠内」は、「かご内又は乗降ロビーに到着するかご」や「籠内又は乗降ロビーに到着する籠」は、「かごの幅は70cm以上」や「籠の幅は70cm以上」は、「かごの奥行きは120cm以上」や「籠の奥行きは120cm以上」は、「かごの床面積」や「籠の床面積」は、「車いす使用者かご」や「車椅子使用者かご」は、「車いす使用者用エスカレーター」や「車椅子使用者用エスカレーター」は、「① 車いす使用者用便房」や「① 車椅子使用者用便房」は、「① 車いす利用者」や「① 車椅子利用者」は、「(2) 車いすで利用しやすいような十分な空間が確保されているか」

「(3) 車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか」

は

〔4〕 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

〔2〕 車椅子で利用しやすいような十分な空間が確保されているか

〔3〕 車椅子使用者用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか

〔4〕 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

「車いす使用者用便房が」や「車椅子使用者用便房が」及び「車いす使用者用便房の」や「車椅子使用者用便房の」及び

① 車いす使用者用客室を設けているか（原則2%以上）

〔1〕 幅は80cm以上であるか

〔2〕 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

① 車椅子使用者用客室を設けているか（原則2%以上）

〔1〕 幅は80cm以上であるか

〔2〕 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

「便所内に車いす使用者用便房」や「便所内に車椅子使用者用便房」及び「〔3〕 出入口の戸は車いす使用者」や「〔3〕 出入口の戸は車椅子使用者」及び

③ 浴室等（共用の浴室等があれば免除）

〔1〕 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか

〔2〕 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

〔3〕 出入口の幅は80cm以上であるか

〔4〕 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

③ 浴室等（共用の浴室等があれば免除）

〔1〕 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか

〔2〕 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

〔3〕 出入口の幅は80cm以上であるか

〔4〕 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

「〔3〕 戸は車いす使用者」や「〔3〕 戸は車椅子使用者」及び「〔3〕は車いす使用者」や「〔3〕は車椅子使用者」及び「車いす使用者用駐車施設を」や「車椅子使用者用駐車施設を」及び

① 車いす使用者用浴室等を設けているか（1以上）

〔1〕 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか

〔2〕 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

〔3〕 出入口の幅は80cm以上であるか

〔4〕 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

① 車椅子使用者用浴室等を設けているか（1以上）

〔1〕 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか

〔2〕 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

〔3〕 出入口の幅は80cm以上であるか

〔4〕 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

「日本工業規格」や「日本産業規格」及び「※1 車いす使用者用駐車施設」や「※1 車椅子使用者用駐車施設」及び

「※1 車いす使用者」や「車椅子使用者」及び「かご内」及び「かご内の」及び「籠内の」及び「車いす使用者」及び「車椅子使用者」及び「かご内と」

を「鑑内」と改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

○宮城県告示第五十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 気仙沼小野田レミコン株式会社

2 所在地 宮城県気仙沼市最知森合二十七番地の一

3 代表者の氏名 佐々木 敏彦

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県気仙沼市最知森合二十七番地の一

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の脱水施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七

条第一号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥

五 申請年月日

令和二年一月九日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

2 縦覧期間 令和二年一月二十四日から令和二年二月二十五日まで（午前八時三十分から午後五

時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和二年三月十日

2 提出場所 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局 石巻八幡店	石巻市八幡町一―六―五	令和元年十二月一日
水野内科クリニック	白石市沢端町三―四十三	令和二年一月一日
大衡村診療所	黒川郡大衡村大衡字河原五十五―十一	令和二年一月一日
正明薬局三日町店	大崎市古川三日町一―三―二十三	令和元年十二月十六日
さくら整形外科クリニック	巨理郡巨理町字東郷百五十五―一	令和二年一月一日

○宮城県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社さとう薬局田町店	石巻市八幡町一六―五	令和元年十一月三十日
水野内科クリニック	白石市沢端町三―四十三	令和元年十二月三十一日
大衡村診療所	黒川郡大衡村大衡字河原五五―十一	令和元年十二月三十一日
正明薬局三日町店	大崎市古川三日町一―三―二十二	令和元年十二月十五日
さくら整形外科クリニック	巨理郡巨理町字東郷百五十五番地一	令和元年十二月三十一日
沼崎歯科医院	石巻市住吉町一―一―十二	令和元年十一月三十日
村上歯科医院	柴田郡大河原町字南七十九―一	令和元年十一月三十日

○宮城県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
齋藤 隆博	鶴丸通りはりきゅう接骨院	栗原市栗駒中野田町西二百―一	令和二年一月七日

○宮城県告示第五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇九〇八五三	みんなの家 多賀城市山王字東町浦四番地一	株式会社グリーンファミリ―	令和元年十一月十五日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六二四九〇〇五三	独立行政法人国立病院機構 宮城病院 訪問看護ステーション 巨理郡山元町高瀬字合戦原百番地	独立行政法人国立病院機構	令和元年十二月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇二〇三〇三五	のさり 石巻市渡波字新千刈百四十番地四	特定非営利活動法人のさり	令和元年十一月一日
○四七一〇〇八四二	CAMP岩沼 岩沼市藤浪二丁目三番二十四号	株式会社アスログ	令和元年十一月一日
○四七二五〇二七二六	デイサービスきたえるーむ 大崎市古川稲葉大江向二番七号	株式会社みちのく管材	令和元年十二月一日

四 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二一三〇二二九九	地域密着型特別養護老人ホーム 栗原市栗駒岩ヶ崎下川原十番地九番地	社会福祉法人KTK福祉会	令和元年十一月一日

○宮城県告示第五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和二年一月二十四日

一 介護予防訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四六二四九〇〇五三	事業所の名称及び所在地 独立行政法人国立病院機構 宮城病院 訪問看護ステーション「かけはし」 巨理郡山元町高瀬字合戦原 百番地	事業者の名称 独立行政法人国立病院機構	指定年月日 令和元年 十二月一日
-------------------------	---	------------------------	------------------------

二 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇二九九	事業所の名称及び所在地 地域密着型特別養護老人ホーム ルグネット岩ヶ崎 栗原市栗駒岩ヶ崎下川原十 九番地	事業者の名称 社会福祉法人KTK福祉 会	指定年月日 令和元年 十一月一日
------------------------	--	----------------------------	------------------------

〇宮城県告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇二〇三	事業所の名称及び所在地 社会福祉法人村田町社会福祉協議会 柴田郡村田町大字村田字大 槻下五番地	事業者の名称 社会福祉法人村田町社会福祉協議会	廃止年月日 令和元年 十二月三十一日
〇四七二六〇〇七五八	ありすけあ 宮城郡七ヶ浜町湊浜一丁目 四番地の四	株式会社千代興業	令和元年 十二月三十一日

二 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇〇八七	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム七峰荘 黒川郡大衡村大瓜字長町七	事業者の名称 社会福祉法人永楽会	廃止年月日 令和元年 十二月一日
-------------------------	---	---------------------	------------------------

一七番地三

〇宮城県告示第六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇〇八七	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム七峰荘 黒川郡大衡村大瓜字長町七 十七番地三	事業者の名称 社会福祉法人永楽会	廃止年月日 令和元年 十二月一日
-------------------------	--	---------------------	------------------------

〇宮城県告示第六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五〇五〇〇四〇〇	事業所の名称及び所在地 オレンジティーンズ 気仙沼市三日町二丁目二一十五	廃止する指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人ネットワーク ワークオレンジ	廃止年月日 令和元年十一月三十日
---------------------	--	--------------------------------	------------------------------------	---------------------

〇宮城県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市東和町錦織字堀の内三六番三地从先から 同市東和町錦織字芝山三九番一、二地先まで	令和二年 一月二十四日

# 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 基幹業務システム開発等業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書及び提案書作成要領による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁 外
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のI S M S適合性評価制度の認証及びプライバシーマークの認定いづれも取得していること。

9 スキルレベル3以上の情報処理技術者試験に合格した者を雇用し、かつその者を本業務に配置させること。

10 令和二年一月一日現在、過去五年以内に国又は地方公共団体に同規模の業務システム等を導入した実績を有すること。



11 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、

宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和二年二月十四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書等の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課基幹システム構築班

(電話〇二二二二二一三三三五)

2 入札説明書等の交付期間

令和二年一月二十四日(金)から令和二年二月十四日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和二年二月十四日(金)午後五時までに1あてで申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成し、令和二年二月十九日(水)まで1あてで提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

令和二年三月四日(水)午後五時までに1あてで提出すること。なお、入札金額内訳書(様式十四)については5の入札書の提出期限までに提出すること。

5 入札書の提出期限

郵送の場合は配達証明付き書留郵便にて令和二年三月四日(水)午後五時までに1あてで提出することとし、持参による場合は6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年三月五日(木) 午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階

震災復興・企画部情報政策課内

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に併い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三十三条及び百四十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免稅業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が技術提案書作成要領で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Development of Core System (1 set)

2 Period of Implementation : From contract settlement to March 31, 2023

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building

- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : March 4, 2020 (Wed.), 5: 00 p.m. Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3rd Floor of the Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Deadline for Bid Submission (by mail) : March 4, 2020 (Wed.), 5: 00 p.m.
- 6 Deadline for Bid Submission (online system) : March 4, 2020 (Wed.), 5: 00 p.m.
- 7 Contact Information : Core Systems Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2473
- 8 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。  
令和二年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件の名称及び数量 文書管理システム開発等業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書及び提案書作成要領による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から令和八年十月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁外
  - 5 予定価格 三一七、五八一、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税二八、八七一、〇〇〇円）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の I S M S 適合性評価制度の認証及びプライバシー

マークの認定いずれも取得していること。

9 スキルレベル3以上の情報処理技術者試験に合格した者を雇用し、かつその者を本業務に配置させること。

10 令和二年一月一日現在、過去五年以内に国又は地方公共団体に同規模の文書管理システムを導入した実績を有すること。

11 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、

宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和二年二月十四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課基幹システム構築班

(電話〇二二二二二一三三三五)

2 入札説明書等の交付期間

令和二年一月二十四日(金)から令和二年二月十四日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和二年二月十四日(金)午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成し、令和二年二月十九日(水)まで1あて提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

令和二年二月二十八日(金)午後五時までに1あて提出すること。なお、入札金額内訳書(様式2)については5の入札書の提出期限までに提出すること。

5 入札書の提出期限

郵送の場合は配達証明付き書留郵便にて令和二年三月十一日(水)午後五時までに到着することとし、持参による場合は6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年三月十二日(木)午前十時三十分  
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び百四十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案書作成要領で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

六 概要

9 詳細は入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Development of Document Management System (1 set)
- 2 Period of Implementation : From contract settlement to October 31, 2026
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building and other places
- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : March 12, 2020 (Thu), 10 : 30 a.m. Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3rd Floor of the Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Deadline for Bid Submission (by mail) : March 11, 2020 (Wed), 5 : 00 pm.
- 6 Contact Information : Core Systems Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2473
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年二月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市高柳字中西四十一番一、字皇壇ヶ原百五十四番二、百五十六番一、百五十六番三、百五十七番一、百五十八番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市閑上四丁目一番三号  
高橋 正博  
名取市閑上四丁目一番三号  
高橋 きくい

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和二年一月二十四日

- 一 入札に付する事項  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 1 調達案件の名称及び数量 東北歴史博物館電力需給

年間約三百四十五キロワット時

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 多賀城市高崎一丁目二十二番一号 東北歴史博物館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和二年二月十八日（火）午後五時までに三の2の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県庁行政舎二階 宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ令和二年二月十日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの

総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁文化財課管理調整班（担当 長埜 亮 電話〇二二二二二一三六八二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限  
令和二年二月十八日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和二年二月十七日（月）までに2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査  
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年二月十八日（金）までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
入札の期間 令和二年二月二十八日（金）午前九時から令和二年三月四日（水）午後五時まで  
(二) 書面により入札書を提出する場合  
イ 提出期限 令和二年三月四日（水）午後五時まで  
ロ 提出場所 2に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和二年三月五日（木）午前十時 宮城県教育庁文化財課内

四 入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
2 長期継続契約について、この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自

治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

3 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二十条並びに財務規則第十三条及び第十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

#### 六 概要

#### Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Electric power for Tohoku History Museum (estimated annual usage of 3145,000kWh)

2 Period of Contract : April 1, 2020 to March 31, 2023

3 Deadline and Place for Bid Submission : March 4, 2020 (Wed), 5 : 00 pm. Cultural Properties Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government Office

4 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

5 Contact Information : Nagano Ryo, Management Section, Cultural Properties Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3682